相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県笠岡市北木島町一二一七番地、最後の住所大阪府岸和田市箕土路町一丁目一九番二七号弥生桜弐番館

被相続人　亡　河田　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　内藤　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市小松里町四七五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小薮シゲ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県丸亀市土器町西二丁目三八七番地、最後の住所香川県高松市香川町大野一九四二番地　被相続人　亡　阿部　大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

事務所香川県高松市塩上町一丁目二番三〇号　相続財産管理人　弁護士　藤本　隆英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市保内町宮内一〇番耕地一九六番地二、最後の住所愛媛県八幡浜市保内町宮内一番耕地七二番地一あけぼの荘

被相続人　亡　上村サチコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

愛媛県八幡浜市一五五〇番地

相続財産管理人　司法書士　攝津　鉄男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市余戸東二丁目一〇番、最後の住所愛媛県松山市余戸東二丁目一〇番三〇号　被相続人　亡　髙岡　弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

愛媛県松山市千舟町四丁目四番地一グランディア千舟三〇二号　髙橋直人法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区箱崎二丁目一六番、最後の住所福岡県田川市大字猪国一七一一番地

ＫＭハイツＩ二〇一号

被相続人　亡　吉田　哲也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月九日

福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目四番一号ハイザックビル五〇五号

相続財産管理人　田﨑　郁乃

無縁墳墓等改葬公告

当寺墓地整理のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年十月九日

一　墳墓等所在地　埼玉県行田市谷郷一丁目二番地八号

一　墳墓等の名称　宝積寺墓地

茂木家、佐々木家、渡辺家、飯塚家、新井家、大谷家、秋山家、小沼家、大澤家、吉田家、富家、島澤家、その他不明十一

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　埼玉県行田市谷郷一丁目二番地八号　真言宗智山派　宗教法人宝積寺　代表役員　山田　英嗣

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十七年十月九日

一　墳墓等所在地　千葉県市川市中山二丁目二四〇番地

一　墳墓等の名称　法華経寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

不詳墓二基

一　改葬を行おうとする者　千葉県市川市中山二丁目一〇番一号　宗教法人法華経寺　代表役員　新井　日湛

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年十月九日

一、墳墓等所在地　滋賀県愛知郡愛荘町栗田一七六番地四

一、墳墓等の名称　瀬戸川墓地（旧墓地）

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県愛知郡愛荘町南野々目五四　南野々目区長　野々村貞夫

公示送達

志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下「法」という。）第八十六条第一項及び第二項に規定する権利変換処分の通知について、法第百三十五条第一項の規定に基づき、書類の送付に代えて左記のとおり公告する。

記

一　第一種市街地再開発事業の名称

志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業

二　施行者の名称

藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合

三　事務所の所在地

静岡県藤枝市駅前二丁目七番二六号

四　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称

静岡県藤枝市駅前一丁目八街区の一部

五　権利変換計画の内容のうち貴殿に係る部分

施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権利者

建築施設の部分を与えられることとなる者

氏名又は名称　佐貫葉子

住所　一六四九　ＴａｒｏｋａＤｒ．Ｆａｉｒｂａｎｋｓ、ＡＫ九九七〇九―二八〇九　ＵＳＡ

一　被通知人

住所　一六四九Ｔａｒｏｋａ Ｄｒ．Ｆａｉｒｂａｎｋｓ、ＡＫ九九七〇九―二八〇九　ＵＳＡ

氏名　佐貫葉子

二　通知の内容

平成二十七年十月九日

佐貫葉子殿

藤枝駅前一丁目八街区市街地再開発組合

理事長　鈴木　健夫

志太広域都市計画藤枝駅前一丁目八街区第一種市街地再開発事業の権利変換の処分について（通知）

当組合の業務につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、平成二十七年九月十五日付けをもって静岡県知事から権利変換計画の認可を受けましたので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下「法」といいます。）第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、下記のとおり関係事項を通知し、権利変換に関する処分を行います。

記